

令和 8 年度・令和 9 年度 道路占用料単価表

占用物件		占用料		
		単位	金額	
			令和 8 年度	令和 9 年度
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1,944円	2,332円
	第 2 種電柱		2,976円	3,571円
	第 3 種電柱		4,020円	4,824円
	第 1 種電話柱		1,728円	2,073円
	第 2 種電話柱		2,772円	3,326円
	第 3 種電話柱		3,816円	4,579円
	その他の柱類		168円	201円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	16円	19円
	地下に設ける電線その他の線類		9円	10円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1,692円	2,030円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,032円	1,238円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	3,468円	4,161円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	13,800円	16,560円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,468円	4,161円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	72円	86円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		103円	123円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		156円	187円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		204円	244円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		312円	374円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		408円	489円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		720円	864円
	外径が0.7メートル以上 1 メートル未満のもの		1,032円	1,238円
	外径が 1 メートル以上のもの		2,076円	2,491円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,468円	4,161円
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,728円	2,073円

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価（以下「地価」という。）に0.004を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価（以下「地価」という。）に0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		地価に0.006を乗じて得た額	地価に0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		地価に0.008を乗じて得た額	地価に0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			6,924円	8,308円
	地下に設ける通路			4,152円	4,982円
	その他のもの			3,708円	4,449円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際して一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	132円	158円
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	13,800円	16,560円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年	13,800円	16,560円
	標識		1本につき1年	2,772円	3,326円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際して一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	132円	158円
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	13,800円	16,560円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	138,480円	166,176円
		その他のもの		69,240円	83,088円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び工事用材料の置場		占用面積1平方メートルにつき1年	13,800円	16,560円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			占用面積1平方メートルにつき1年	3,468円	4,161円
令第7条第8号及び第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	地価に0.006を乗じて得た額	地価に0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		地価に0.008を乗じて得た額	地価に0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		地価に0.011を乗じて得た額	地価に0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		地価に0.012を乗じて得た額	地価に0.012を乗じて得た額
	その他のもの			地価に0.024を乗じて得た額	地価に0.024を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	地価に0.006を乗じて得た額	地価に0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		地価に0.008を乗じて得た額	地価に0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		地価に0.011を乗じて得た額	地価に0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		地価に0.012を乗じて得た額	地価に0.012を乗じて得た額
	その他のもの			地価に0.006を乗じて得た額	地価に0.006を乗じて得た額

備考

(1) 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(2) 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

(4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については、当該表示部分の面積に100分の50を乗じて得た面積とする。

(5) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。

(6) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるとき又は占用の期間が1年未満であるときは、月割をもって計算し、1月未満の端数があるとき又は占用の期間が1月未満であるときは、1月として計算するものとする。

(7) 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を占用料の欄に定める単位の期間で除して得た数を乗じて得た額（100円未満であるときは、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の欄に定める単位の期間で除して得た数を乗じて得た額（100円未満であるときは、100円）の合計額とする。